

## 都立病院の独立法人化に反対する意見書

小池百合子東京都知事は、2019年12月3日、都議会本会議における所信表明演説において、突然、都立病院を地方独立行政法人へと移行することを表明した。都立病院独立行政法人化は、都立病院の経営安定化のみを重視し、民間では困難な行政的医療の実施に不可欠であり、法的根拠に基づいてなされている一般会計予算からの繰り入れを「赤字」と表現したことに端を発している。しかし、かかる繰り入れについては、都議会本会議でも改めて「赤字補填ではない」との答弁がされているところであり、都民の命と健康を守るとりである行政的医療を実施するために不可欠なものである。これを排除するために独立行政法人化を進めることは、行政的医療の役割を放棄するものであり、断じて許されない。

2019年9月26日には、厚生労働省が全国424カ所の公立病院及び公的病院について、再編統合が必要であると名指しで指摘した。全国で公立病院にかかる患者や病院関係者に不安の声が広がっている。そもそも、公立病院の設置者は地方自治体であり、厚生労働省が管轄するものではなく、国が主導して国民の生命と健康を守る公立・公的病院を名指しで指摘すること自体、極めて不適切と言わざるを得ない。また独立行政法人化は利用者負担の増加、行政的医療の切り捨てにつながるものである。実際、国や全国の自治体で独立行政法人化された病院においては、効率化と採算性が優先されるために不採算医療が切り捨てられ、医療費以外の患者負担がふえる等、医療の重大な切り下げが相次いでいる。他方で公立病院・公的病院は、その経営形態のまま、経営状態を改善させることに成功した例も複数ある。現在、新型コロナウイルスの拡大によって市民には不安が募り、地域医療の重要性がますます叫ばれている中、都立病院の独立行政法人化は都民、市民の命を守る施策とは言えない。

何よりも大切な市民の命を守るための施設を切り捨ててはならない。

よって、本市議会は、東京都に対し、都立病院の独立行政法人への移行に反対し、撤回することを強く求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年3月27日

三鷹市議会議長 石 井 良 司